

継続企業に関する会計基準の検討状況

2026年4月24日

企業会計基準委員会 副委員長 紙谷孝雄

本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません
本資料の無断転載は禁止されています

◆ 移管にあたっての基本的な方針

- ◆ 日本公認会計士協会の実務指針等の移管プロジェクトの一環として、監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」（以下「報告第74号」という）の会計に関する指針を表現を見直した上で会計基準に移管

◆ 主な検討内容

- ◆ 報告第74号の定めの内容を分析し、会計基準・適用指針に移管する部分の特定、移管先を検討
- ◆ 会計基準・提供指針にあたっては、以下の定めを設ける
 - ◆ 継続企業の前提に関する評価（監査基準報告書570「継続企業」（以下「監基報570」という）に記載の継続企業の前提に関する判断基準も移管）
 - ◆ 開示
- ◆ 継続企業の評価期間の開始日について、改訂予定の監基報570との整合性の観点から、財務諸表の公表の承認日への変更するか否かを検討

◆ 審議の状況

- ◆ 第573回企業会計基準委員会（2026年3月26日開催）において、継続企業の評価期間の開始日について、仮に我が国の監査基準が国際監査基準と同様に改訂される場合には、会計基準において次のとおり定めることをASBJ事務局から提案した
 - ◆ 継続企業の前提に関する評価期間の開始日について、原則として「財務諸表の公表の承認日」(*1)とし、計算書類及び連結計算書類においては「確認日」(*2)とする
- ◆ 同委員会における審議では、仮に我が国の監査基準が改訂される場合には会計基準において整合性を図るように対応する方向性について、異論は聞かれなかった
- ◆ 今後、具体的な表現について引き続き検討を行っていくことを予定している

*1 財務諸表を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日付を指すと考えられる

*2 企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して計算書類等又は連結計算書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日



<https://www.asb-j.jp/jp/>

